

第1章 本テキストの概要

1-1 本テキストで学ぶこと

本テキストは、次の内容について学びます。

- ・第2章 新型コロナワクチン接種証明書の発行
- ・第3章 マイナポータルとは？
- ・第4章 マイナンバーカードを保険証として使おう！
- ・第5章 マイナポータルで自分の情報を確認しよう！
- ・第6章 マイナンバーカードでコンビニ交付！



1-2 本テキストで必要な準備物

本テキストでは、次のものが必要になります。

授業に入る前に、あらかじめご準備をお願いします。

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカードが読み込めるスマートフォン
- ③ マイナンバーカード作成時に設定した 4 行のパスワード
- ④ パスポート（ワクチン証明書の海外用を作成される方のみ）

第2章 新型コロナワクチン接種証明書の発行

新型コロナワクチン接種証明書をスマホで表示できるように設定します。

2-1 接種証明書提示で得られる特典

ワクチン接種証明書を活用した特典やサービスについて、各企業のほか、都道府県単位でも様々な内容が提供されています。

お住まいの都道府県での取り組みをご確認ください。

キーワードは、本項のタイトルで表示されます。（下表は一例）

企業名	特典例
A N A	一部ホテルや温泉地でおトクなポイントの付いた宿泊プランを実施中（～2022年3月31日宿泊分）
J A L	特典付き宿泊プランを販売（～2022年3月31日宿泊分）
J R 東 海	レイチェックアウトや館内利用券など特典付きプラン実施（～2022年3月30日出発 一部除外日あり）
JR 西日本	対象レストランで¥1,000 OFF 宿泊でホテル利用券¥1,000 プレゼント 客室の無償アップグレード
飲食店の例	ドリンク1杯目無料 ドリンク1杯目1円 など 中ジョッキをメガジョッキに増量、通常2,189円のお食事を無料に！ などの面白い試みをされている飲食店もあります。



第3章 マイナポータルとは？

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。

子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

3-1 マイナポータルで提供されるサービス

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおりです。

- 手続きの検索・電子申請
行政機関の手続きの検索や申請
- わたしの情報
健康・医療、税・所得、年金関係、子ども・子育て、福祉・介護などについて情報確認
- お知らせ
行政機関などから配信されるお知らせ
- やりとり履歴
「わたしの情報」が行政機関でやり取りされた履歴
- もっとつながる
e-Taxなど、外部サイトとの連携
- 代理人の登録・管理
代理人の登録や代理人の一覧を確認



● アプリのインストール

- ① [マイナポータル] をインストールしましょう。

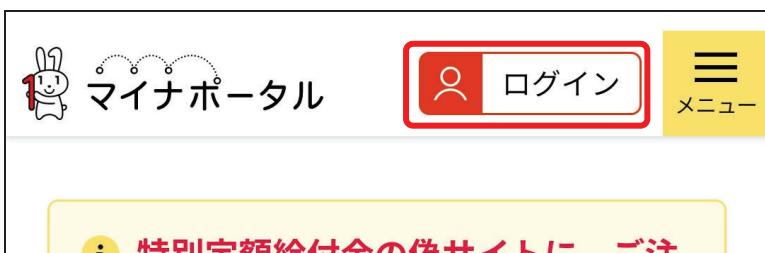


3-2 マイナポータルにログインする

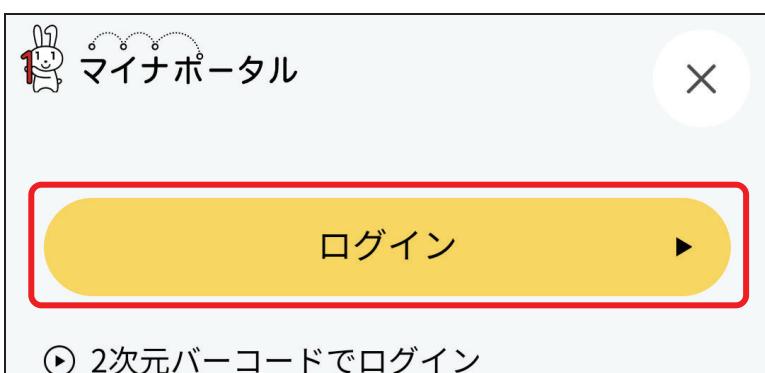
マイナポータルにログインしましょう。



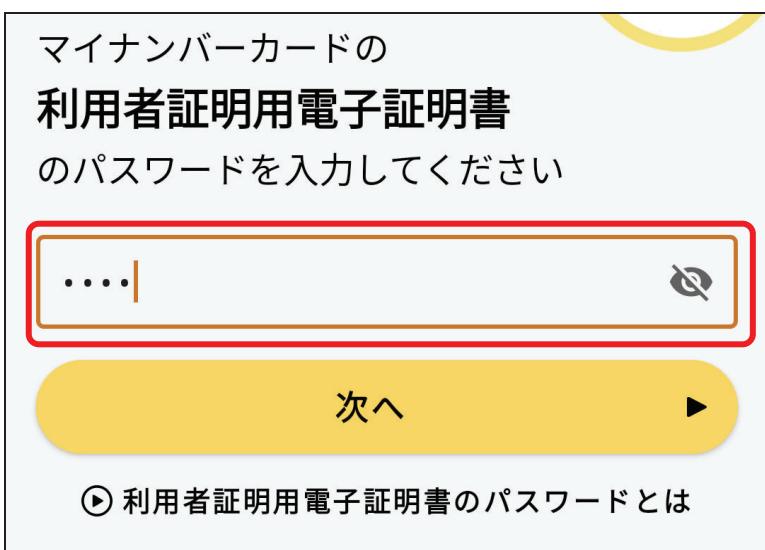
- ① [マイナポータル] をタップします。



- ② [ログイン] をタップします。



- ③ [ログイン] をタップします。



- ④ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力します。
(4桁の数字)

3-4 申請入力補助情報を登録する

「申請入力補助情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等です。登録は任意のため、必要に応じて登録しましょう。

利用者登録を
受け付けました

申請入力補助情報を登録 ▶

① 利用者登録終了画面を表示します。（前項の続き）

② 図の箇所をタップします。

※ 本テキストでは、
以降の手順を割愛します。

3-5 マイナポータルからログアウトする

「マイナポータル」からログアウトしましょう。



① [メニュー] をタップします。

ログアウト ▶

② 画面を一番下までスクロールし、[ログアウト] をタップします。

いなくても自動的に削除され、再
度、取得いただかないと閲覧できな
くなります。

ログアウトする ▶

③ 注意事項を確認し、
[ログアウトする] をタップします。

第4章 マイナンバーカードを保険証として使おう！

マイナンバーカードを保険証として使えるように設定しましょう。

4-1 マイナンバーカードを保険証として利用するメリット

マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することができるようになります。

就・転職や結婚・引っ越しなどの場合も、健康保険証の発行を待たずに、医療機関や薬局を利用することができます。



4-2 マイナンバーカードって持ち歩いても安全なの？

マイナンバーカードは、顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

電子証明書を使うため、オンラインの利用には、マイナンバーは使われません。

税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は、ICチップには記録されませんので、マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません。

- 紛失・盗難の場合は、365日24時間体制で一時利用停止が可能
(0120-95-0178)
- アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

4-3 マイナンバーカードは、どの病院や薬局でも使えるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

対応医療機関や、薬局には、「マイナ受付」のポスター やステッカーが掲示されています。



ステッカー



ポスター



⑨ 閲覧可能になったら、図の箇所をタップします。

市町村民税所得割額	円
市町村民税均等割額	3,500円
都道府県民税所得割額	円
都道府県民税均等割額	2,000円
居住用損失額	0円

⑩ 税に関する情報が確認できます。

その他、今後、マイナポータルでできることはどんどん増えていきます。
マイナポータルを有効活用しましょう。

第6章 マイナンバーカードでコンビニ交付！

マイナンバーカードがあれば、住民票や印鑑証明書等の交付に、市役所や市民センターまで出向かなくてもよくなります。

戸籍証明書も本籍地まで出向く必要がなくなり、他県に本籍がある方には、非常に便利なサービスになります。

6-1 コンビニ交付とは？

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで住民票や印鑑登録証明書等が取得できるサービスです。（毎日 6：30～23：00）

ただし、市町村によって異なるので、リンク先から利用できる市町村を確認してください。

利用できる市町村：<https://www.lg-waps.go.jp/01-04.html>

利用できるコンビニ：<https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>

6-2 どんな証明書が取得できる？

テキスト制作日現在、次のようなものが取得できます。

【市区町村の証明書】

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 各種税証明書
- 戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書）
- 戸籍の附票の写し

【本籍地の証明書（住所地と異なる場合）】

- 戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書）
- 戸籍の附票の写し